第21期第10回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和5年5月31日(水)午後1時30分~午後3時 秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員(定数10名)

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、 鈴木 学、中嶋 義孝(8名出席)

事務局・秋田県

事務局長(水産漁港課長):中林 信康

事務局 : 奥山 忍、橋本 羊子、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課 : 青柳 辰洋、百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- (1) 八郎湖知事許可漁業(八郎湖貝けた網漁業、しらうお機船船びき網漁業、 しらうお角網漁業)の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間につい て(諮問)
- (2) 内水面漁業権切替えに係る事前協議について (協議)
- (3) 十和田湖内水面漁業権切替えに係る事前協議について(協議)
- (4) 秋田県内水面漁場管理委員会個人情報取扱要綱の改正及び管理措置に関する要綱の制定について(協議)
- (5) 全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会について (報告)
- (6) その他

4 開会・あいさつ

○事務局(奥山)

ただ今より第21期第10回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 出席委員8名で、欠席委員2名、委員会規程6条により、過半数を超えている ので、委員会は成立することを報告します。

それでは、遠藤会長から挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

開催にあたりまして一言挨拶を申し上げます。今年度初めての委員会になります。この後、事務局の新しい体制の紹介もあると思います。

去る5月25~26日に、後ほど報告もありますが、全国内水面漁場管理委員会連合会の総会がございました。4年ぶりの対面会議ということで、他県の方との意見交換も久しぶりにしてまいりました。そこで全国的な話題として出たのが、このコロナ禍で出歩く機会が減ってしまった中で、川の見直しと言いますか、川に対する新しい動きが色々と出ているということです。例えば川でのキャンプ、BBQ、更には川サウナ、水風呂代わりに川に飛び込むようです。他にも、改めて釣りが見直される等、川の新たな動きがこの後も期待できると思っています。

また、話題にはなりませんでしたが、カワウ等の外来魚やクマについて、特に 秋田県では前回の委員会で小松ひとみ委員から、今年はクマが沢山出るはずだと 発言がありました。もう毎日のように新聞で目撃情報が出ております。北海道では人身被害も起こっています。川の見直しの一方で、このように気をつけていかなければならない部分もあります。

本日は諮問事項が1件、協議事項が4件、報告事項が1件用意されていますので、皆様よろしくお願いします。

○事務局(奥山)

ありがとうございました。続きまして、今年度の人事異動で水産漁港課長(兼) 事務局長が代わりました。中林水産漁港課長です。本日は、職員の異動もありま したので、課長の挨拶に続いて、職員の紹介もさせていただきます。

○中林水產漁港課長(事務局長)

この4月に水産振興センターから参りました水産漁港課長の中林と申します。 今年度第1回目の秋田県内水面漁場管理委員会の開催に当たり、一言ご挨拶申 し上げます。

日頃、皆様方には本県水産業の振興や漁業調整にご尽力、ご協力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。さて、3年あまり続いた新型コロナウイルスの影響も一段落し、先ほど遠藤会長からもございましたが、川キャンプ等の内水面を取り巻く明るいニュースも出てきました。と言いながらも、県内では組合員数の減少や資源の減少、それに対して種苗生産が追いつかない等の課題があります。また、ブラウントラウトなどの外来魚やカワウによる漁業被害等の課題も残されています。それらに対して県としましても、この現状から抜け出すべく、今年度から新規事業として、内水面漁業振興に係る事業として、まずは協議会を設置し、種苗生産から遊漁振興まで関係者が一団となった内水面振興策について検討していくこととしております。その中で、種苗放流等の方向性も模索していきたいと思います。

また、遊漁に人を呼び込むためのHP作成や遊漁イベントに対し、経費の一部を支援することとしております。詳細については協議を進めながら具体化させてまいります。

ところで、本年は10年に一度の内水面漁業権の一斉切替えがございます。現在、 水産庁の指導を得て、作業を進めているところです。今後、委員の皆様には、委 員会での協議などを行っていただくことになりますので、引き続き、ご協力のほ どよろしくお願いいたします。

5 資料確認

(事務局が資料確認)

○事務局(奥山)

それでは、議事進行は遠藤会長にお願いいたします。

6 議事録署名委員選任

○遠藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局(奥山)

山上委員と鈴木委員にお願いしたいと考えております。

○遠藤議長

それでは、山上委員と鈴木委員のお二方、よろしくお願いいたします。

〇山上委員、鈴木委員 はい。

7 議事

議題1:八郎湖知事許可漁業(八郎湖貝けた網漁業、しらうお機船船びき網漁業、 しらうお角網漁業)の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について (諮問)

○遠藤議長

では、議事に入ります。(1) 八郎湖知事許可漁業(八郎湖貝けた網漁業、しらうお機船船びき網漁業、しらうお角網漁業) の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について(諮問)、事務局の説明をお願いします。

○事務局(三田村)

事務局の三田村が説明いたします。資料1をご覧ください。

知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、八郎湖知事許可漁業の制限措置及び 許可を申請すべき期間について諮問がきております。諮問文につきまして一点訂 正がございます。日付が令和4年ではなく、令和5年となります。大変失礼いた しました。それでは本文を読み上げます。(諮問文音読)

2ページ以降の告示案をご覧ください。表に記載している制限措置の内容は、 八郎湖知事許可漁業許可方針に基づいたものとなっております。

はじめに、八郎湖貝けた網漁業についてご説明します。令和3年の末に許可期間が3年となる一斉更新を行っておりますが、今回、八郎湖増殖漁業協同組合から、新規要望者が1名いるとの連絡を受けての対応となります。八郎湖貝けた網漁業は二枚貝を対象とした漁業であり、資源の著しい減少が見られないことや、許可方針に定めている許可枠6件に対し、現在許可している件数と合わせても2件となり枠を超えませんので、八郎湖の資源を有効に活用するうえでも問題ないと考え、要望に合わせて1件の公示をするものです。

次に、しらうお機船船びき網漁業、しらうお角網漁業についてご説明します。これらの漁業は1年更新であり、9月からの漁期が始まる前に許可をする必要があるため、今回制限措置の内容等について諮問するものです。八郎湖増殖漁業協同組合からは、しらうお機船船びき網漁業は76名、しらうお角網漁業は5名の希望者がいるとの連絡を受けております。しらうお機船船びき網漁業の許可枠は、八郎湖知事許可漁業許可方針に基づき138件、しらうお角網漁業の許可枠は20件であり、今回の希望はこれらを超えないため、要望に合わせた数で公示したいと考えております。

なお、八郎湖貝けた網漁業の許可の有効期間は許可の日から令和6年12月31日まで、しらうお機船船びき網漁業及びしらうお角網漁業の許可の有効期間は令和5年9月1日から令和6年8月31日までとします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

○遠藤議長

八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

貝の種類は何でしょうか。

○事務局(三田村)

主にはヤマトシジミとなります。

○遠藤議長

他にございませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

それでは、八郎湖知事許可漁業の制限措置等について、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局(三田村)

(答申案配布)

それでは答申案を読み上げます。(答申案音読)

○遠藤議長

ただいま朗読された文案でいかがですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○遠藤議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きを進めてく ださい。

議題2:内水面漁業権切替えに係る事前協議について(協議)

○遠藤議長

次に、(2) 内水面漁業権切替えに係る事前協議について(協議)、事務局から説明をお願いします。

○事務局(三田村)

引き続き、事務局の三田村が説明します。資料は2-1から2-5までございます。

それでは資料2-1をご覧ください。現時点における漁場計画案の概要になります。黄色に塗られた部分については前回免許された内容と異なる部分になります。はじめに内容魚種のこい・ふなについて説明します。併せて資料の2-2もご覧ください。資料2-2の1枚目裏面は、平成26年から令和3年までのこい・ふなにおける増殖実績の達成状況になります。これは、毎年委員会で告示される増殖目標に対して、何%放流したかを示す表です。こい・ふなに関しまして、遊漁券の販売状況等から需要がかなり落ち込んでいる状況もあり、最近10年を見ると、漁協によっては放流をやめているところもございます。特に上から皆瀬川筋、田沢湖、阿仁川、粕毛、馬場目川漁協に関しては平成26年から放流を行っておらず、活用できていないことから削除することにしております。そのほか、役内・雄物川、角館漁協についても放流は表のとおり続けていたものの、遊漁者や組合員からの需要も鑑みて、新しい免許ではこい・ふなを内容魚種から削除したいという要望を受けての対応になっております。その他の漁協については、前の免許のとおり、引き続き内容魚種として希望するとのことでした。

次に資料2-1の、馬場目川漁協のあゆについてご覧ください。併せて資料の2-2の1枚目表をご覧ください。馬場目川漁協は少なくとも平成27年からあゆの放流実績がありません。しかし、ヒアリングにおいて、令和6年からの新しい免許においてもあゆを漁業権魚種に入れることを強く要望されています。これまで放流がゼロであった経緯については、戸村頭首工の工事や漁場環境の悪化などからあゆの放流を見送ってきたとの報告をいただいています。昨年度から漁協事

務局が交代し、今年度は今週金曜に地元の保育園児も招いてあゆの放流事業を予定するなど、変化は出てきています。県としては、あゆという需要のある魚種でもあることから判断が難しく、資料2-1のとおり保留にしているところです。今後7月上旬には内水面漁場管理委員会に漁場管理計画案を諮問する予定ですが、それまでに再度話を聞きながら、また委員会の意見も頂戴しながら判断いたします。

次に資料2-1の右、新規漁場拡大についてご覧ください。今回の切替えに合わせて、役内・雄物川、皆瀬川筋、横手川、田代、子吉川水系漁協の5つの漁協が新規漁場拡大を要望しているところです。資料2-3及び2-4をご覧ください。資料2-3は現地確認の資料になります。現地確認について、横手川漁協以外は新規漁場の箇所数が少ないことから、担当職員と漁協関係者で行っております。横手川漁協に関しては漁場数が多いことから菊地会長代理と伊藤委員に同伴していただき、現地確認を行いました。資料2-3はそれぞれの新規漁場の写真となります。皆瀬川筋漁協の要望箇所については冬期通行止めのため確認できておらず、6月上旬には担当職員と漁協関係者で確認する予定です。

これらの漁場拡大理由としては、どの漁協も、今回の免許切替えに合わせて漁場を確認していたら、漁業権のかかる支流と認識してこれまで放流を行っていたが実は抜けていたという場合や、渓流魚の産卵場になっている沢や支流が抜けており、資源管理の観点から入れたいということでした。ほとんどの場所で渓流魚がメインになる河川でございました。

資料2-3の一番後ろをご覧ください。横手川の頭無川になります。こちらは こい・ふなの需要があるということで要望がありました。

資料2-4をご覧ください。現在免許している内水面の区域図となります。今 回の新規漁場拡大要望があった5つの漁協の区域図に、新規要望箇所の支流につ いて、青で河川の位置、黒で河川・沢の名前を示しております。内共第1号役内 ・雄物川では、「荒湯沢」の1件の要望があります。裏面、内共第2号皆瀬川筋 では、皆瀬ダムの奥、虎毛沢の途中から支流になっている「大田代沢」と「田代 沢」の2件の要望があります。これについては先ほど申しましたように、冬期通 行止めの区間のため、まだ確認できておりません。次に内共第6号横手川では、 全部で9箇所の要望がありました。このうち、大松川ダム上流部の「桧ノ沢」以 外の場所については漁場確認をしております。「頭無川」「杉沢川」「吉沢川」「沼 山川」「虫内沢」「小松川」「桑ノ沢」「雄勝川」の8箇所については、資料2-3 のとおり、菊地会長代理と伊藤委員の同伴のもとで漁場確認を行いました。次に 内共第18号田代では、早口ダムの周辺区域が4月時点で通行止めであり、山瀬ダ ム上流部の3件について確認をしております。「大広手沢」「外白爪沢」「奥西ノ 沢」となりまして、いずれも渓流魚の河川となっております。最後に内共第24号 子吉川水系では5箇所の要望がありまして、天拝川の支流である「大湯川」、須 郷川の支流である「御助川」、そこから流れる「谷地沢川」、大砂川の支流になる 「十二ヶ沢川」、起点に流れる「行平川」です。現地確認では行平川以外の4件 につきまして資料のとおり確認を行いました。

資料2-5をご覧ください。内水面漁業権切替えに係る全体スケジュールになります。4月末時点で新規拡大要望のあった漁場調査を終え、現在漁場計画の素案を作成し、本委員会の後、6月上旬からのパブリックコメントをもって利害関係人の意見聴取を始める予定になっております。また森林管理局をはじめとした関係機関にも協議予定です。今後のスケジュールとしては、今回の本委員会での

協議の意見とパブリックコメントでの意見を反映させて、漁場計画の案を作成し、 7月上旬の次回内水面漁場管理委員会にて諮問を行う予定です。その後は7月下 旬の公聴会を経て、8月上旬に答申、8月中に漁場計画を公示し、9月10月の二 ヶ月間で漁協からの免許申請を受付け、12月上旬の委員会にて免許と遊漁規則に ついて諮問をはかり、年内に免許及び遊漁規則を公示する予定になっております。

また、内水面漁業権に係る増殖指針については、国からの技術的助言においても、種苗放流に偏重することなく、魚道整備や産卵場造成等の積極的な増殖方法も行うように検討することや、種苗放流以外の増殖方法について種苗放流数量への換算、あるいは目標増殖量自体を金額に置き換えて示すことも検討するようにとあります。

近年、自然災害の多発や、新型コロナの流行等、社会状況を一変させるようなことがあることから、漁場環境の変化、災害等による漁場の荒廃、漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案して策定するようにともあります。

これらのことから、増殖指針に関しては12月上旬に開かれる内水面漁場管理委員会での策定を目標に、漁協や種苗生産業者など関係者との意見交換会等を設け、広く意見を聞きながら作成したいと考えております。

説明は以上です。ご協議よろしくお願いします。

○遠藤議長

漁業権切替えについて、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

確認ですが、資料2-5のスケジュールですが、当委員会として関係する部分で、7月下旬に公聴会を開催して答申を行うことになっており、それに向けて関係者と意見交換をすると説明がありました。増殖指針の策定は12月に漁協や種苗生産者との意見交換を踏まえて検討するとのことでした。現在の免許の中で、平成30年に増殖指針の見直しということで、事務局から放流以外の数量換算などの話がありましたが、増殖業者も様々な事情がある中で、それぞれの漁協の実情、それぞれの増殖方法を整理して策定してほしいと思います。魚種によって当県の特徴もございますので、事務局も大変とは思いますが検討お願いします。

○伊藤委員

先ほど報告があったように、横手川漁協の新規要望漁場を見てきたのでその感想を申し上げます。行った時期にはすでに雪しろがほぼ終わって、水量が大分減っいて、これで釣りになるのかなというのが正直な思いだったのですが、雪しろが入るころにはそれなりの水量で、漁協の方に聞いても、その時期には釣り人が入るということでした。なので漁場に入れてきちんと管理した方が良いと感じました。

○遠藤議長

本当にここで魚があがるのかと思うようなところでも、雪解けで水が増えて色々な魚があがるということも経験上ございました。そういったことも考慮していただければと思います。

その他ございませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

それでは、内水面漁業権切替えについては以上とします。

議題3:十和田湖内水面漁業権切替えに係る事前協議について(協議)

○遠藤議長

続いて、(3)十和田湖内水面漁業権切替えに係る事前協議について(協議)、 事務局から説明をお願いします。

○事務局(三田村)

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料3をご覧ください。青森県農林水産部水産局水産振興課長から秋田県農林水産部水産漁港課長あてに、十和田湖内水面漁場計画の事前協議について依頼がありましたため、本委員会に協議事項としてあげさせていただきました。青森県から送付されました資料を資料3として配付しております。十和田湖の県境が確定したことにより、次の漁業権からは、国免許から両県免許に移行することになりました。青森県との協議の結果、今回の免許事務は青森県が行うことになり、青森県側で免許することになります。そのため、秋田県では諮問・公聴会・答申等は行いますが、秋田県として漁場計画に十和田湖を入れての免許は行いません。それでは資料3の十和田湖内水面漁場計画案をご覧ください。こちらは公示する内容で、公示番号は十内共第1号、漁場の区域は青森県十和田市及び秋田県鹿角郡小坂町となります。次のページは現行の計画と新計画の対照表となります。漁場の位置、区域、漁業種類、関係地区、制限は現行と変わりません。

次のページをご覧ください。増殖指針案になります。ひめますが70万尾、さくらますが1万尾、こいが5万尾、ふなが2,200尾となっており、産卵場造成がえび16箇所です。次のページをご覧ください。現行と新計画の対照表です。赤字の部分、ふなにつきましては、増殖計画が25,000尾のところ、令和4年度の報告数量は2,200尾の放流となっております。漁協からも数を減らしたいと要望があり、25,000尾から現状の実績数値である2,200尾に減らしております。主な理由としましては先ほど内水面漁場計画で説明したのと同様で、需要や遊漁者数の減を鑑みて減らしたとの説明でした。裏面は漁場計画の図になります。前回免許と同じ区域になっております。

次ページ以降は水産庁から漁場計画の作成等に関する技術的助言となっています。説明は省略させていただきます。

十和田湖内水面漁場計画案の説明は以上になりますが、再度資料2-5をご覧ください。十和田湖漁業権に係るスケジュールについて説明します。現在、青森県で内水面漁場管理委員会の委員で構成される協議会及びパブリックコメントを通過した案が、本委員会に協議を依頼されているこの資料3となります。このあと、本委員会の協議を経て、7月上旬の委員会にて、青森県から十和田湖の内水面漁場計画案の諮問を受けることになっております。その後、両県それぞれで公聴会を開催し、答申する予定になっております。当初は十和田市で同日に行う予定になっていましたが、現在青森県側と調整中であり、恐らくそれぞれ行うことになると思われます。その後、公示や免許申請受付等免許事務に関しては今回の免許県である青森県で行い、12月上旬の委員会で青森県から免許と遊漁規則について諮問が来る予定になっております。次回は秋田県が免許県となり、新規漁業権として免許することになります。

○遠藤議長

十和田湖の漁業権切替えの事前協議について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

今回の十和田湖の免許については青森県が主体となって行い、次回は秋田県が

担当になっているということで、スケジュールに沿って進めていただければと思います。

○伊藤委員

秋田県と青森県で持ち回りになるとのことですが、その種苗の出所は変わらないのですのね。

○事務局(三田村)

はい、変わりません。

○伊藤委員

さくらますとひめますはどこから持ってきているのですか。

○事務局(三田村)

十和田湖漁協でふ化場を持っていますので、そのふ化場でふ化させたものを放流しています。

○伊藤委員

こいやふなに関しては。

○事務局(三田村)

確認しておりません、申し訳ありません。

○伊藤委員

いずれ場所は変わらないということですね。

○事務局(三田村)

はい。

○遠藤議長

とても良いところにふ化場がありますので、機会がありましたら是非見に行っていただければと思います。

○伊藤委員

和井内ですよね。存じております。

○遠藤議長

他にございませんか。

〇委員

(発言なし)

○遠藤議長

では、十和田湖漁業権切替えの事前協議については以上とします。

議題4: 秋田県内水面漁場管理委員会個人情報取扱要綱の改正及び管理措置に関 する要綱の制定について(協議)

○遠藤議長

それでは、(4) 秋田県内水面漁場管理委員会個人情報取扱要綱の改正及び管理措置に関する要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。

○事務局(橋本)

事務局の橋本が説明いたします。秋田県内水面漁場管理委員会個人情報取扱要綱の改正と、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱の策定についての2点、説明させていただきます。

資料の4-1をご覧いただきたいのですが、誤って海区漁業調整委員会のものを送付しておりました。大変失礼いたしました。本日配布の資料4-1 (差し替え)をご覧くださるようお願いします。

これは、前回3月に開催した委員会においてご審議いただいた、当委員会の個

人情報の保護に関する法律施行規程でございます。委員会での審議を経て3月31日付けで公布し、県公報に登載いたしました。

第三条の末尾に「~及びこの規程の施行に関し必要な事項は、秋田県内水面漁場管理委員会が別に定める。」としておりますが、3月の委員会の段階では県の担当部門から要綱の例が示されておらず、4月以降にお諮りしたいと説明させていただいておりました。これが、本日提出の協議事項でございます。

資料の4-2をご覧ください。これは、平成13年に策定し運用してまいりました当委員会の個人情報取扱要綱の改正(案)についてでございます。3, 4ページ目の新旧対照表により改正内容を説明してまいりますので、下線を引いている部分を御確認ください。

第1は、取扱要綱の根拠となっていた県条例が廃止されたことによるもので、 今後は改正個人情報保護法と改正法に則した新しい県条例に基づくこととなりま す。第2の1は、個人情報窓口が「秋田県内水面漁場管理委員会事務局」となっ ておりましたが、正しくは「秋田海区漁業調整委員会事務局」が海区と内水面両 方の委員会事務を担っておりますので、今回併せて改正するものです。第2の2 の個人情報窓口の所掌事務については、改正個人情報保護法に基づいて、地方公 共団体の機関に求められることとなった事務を加えるものです。

4ページ目に移りまして、第2の3は、県の事務取扱要綱が平成18年に改正されておりましたので、併せて改正するものでございます。第3については、この要綱に定めのない事項、例えば開示請求があった場合の審査基準等については、県が今回新たに要綱や基準を定めており、当委員会でもそれに準ずることを加えるものです。

続いて、資料4-3をご覧ください。これは、改正個人情報保護法に基づき、 当委員会の個人情報の適切な管理措置に関して新たに定める要綱(案)となります。

3ページ以降をご覧ください。国の指針と県の担当部局より示された案を基として作成しており、簡単ではございますが、章ごとに内容を説明させていただきます。

第2章には、個人情報の管理体制を定めており、総括保護管理者として事務局 長である水産漁港課長を、保護担当者として事務局書記である水産漁港課漁業管 理チームリーダーを充てることとします。

第3章には個人情報保護やセキュリティ対策に関する教育研修について、4ページ目の第4章には従事する職員の責務について定めております。

第5章から7ページ目の第7章までは保有する個人情報へのアクセス等の制限や記録媒体の管理や廃棄、アクセス状況の記録、安全管理措置等に関する規定になります。全体を通じて、個人情報の取扱いのうち情報システムを利用する場合の安全措置については、秋田県情報セキュリティ対策基準に従って必要な措置を講じてまいります。

第8章については、法令に基づかずに個人情報を行政機関以外の者に提供することは禁じられておりますし、個人情報に係る業務を事務局が外部に委託するといったこともございませんが、法が求める内容を網羅した要綱とするため、規定を置いております。

9ページ目の第9章は、個人情報の安全確保上の問題が発生または発生のおそれが生じた場合の対応や報告・公表の流れ等について定めております。第38条にある「CSIRT」といいますのは、セキュリティに関する事故が発生した場合、こ

の報告を受理・調査し、対応する組織を指すもので、秋田県の場合はデジタル政策推進課がこれにあたります。万が一、個人情報の漏えいが生じた場合には、CS IRTと連携を図りながら対応及び再発防止措置を図るものとします。

10ページ目の第10章には監査や点検の実施体制、その結果に基づいて管理措置の見直しを行っていくこと、第11章には国のサイバーセキュリティ戦略本部が定める基準を参考に、その水準を確保することを規定しています。

以上、駆け足でございましたが、個人情報取扱要綱の改正案と、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱案についての説明とさせていただきます。

どちらも資料4-1の施行規程と併せ、令和5年4月1日からの適用とさせていただきたいと考えますので、ご協議よろしくお願い申し上げます。

○遠藤議長

ただいまの説明について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

それでは、事務局で事務手続き等をお願いします。

議題5:全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会について(報告)

○遠藤議長

それでは、次に(5)全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会について(報告)、事務局の説明をお願いします。

○事務局(高橋)

事務局の高橋が説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料5をご覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会、略して全内漁管連の令和5年度通常総会が先週、5月26日に東京都千代田区にあるTKPビルで開催されました。

これに、遠藤会長と私、高橋が出席してまいりました。これは、そのときの資料です。

2ページが次第となっております。次第の4「表彰」につきまして、5ページのとおり、本県からは遠藤会長と中嶋委員が委員一般表彰を受けております。委員一般表彰とは、内水面漁場管理委員会に10年以上就任している方を表彰するものです。中嶋委員へは、後ほど遠藤会長から賞状を授与していただきます。

2ページに戻りまして、次第1の「開会の辞」から7の「議事録署名人の選出」 までは説明を省略させていただきます。

8の「議事」については、第1号議案から第4号議案までありました。

第1号議案の「全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正」の改正内容につきましては、9ページをご覧ください。これまで会則になかった総会の成立及び議決に関して、会員の過半数で決する旨を追記したものとなっております。これについて審議の結果、事務局案のとおり承認されました。

次に第2号議案については、13ページをご覧ください。令和4年度の事業報告がありまして、総会や役員会、次のページをめくっていただきまして、15ページのブロック協議会などについて説明がありました。令和4年度は対面での会議や研修会はなく、すべて書面かWeb、または中止のいずれかでした。その後、17ページの収支決算書案の説明があり、監査報告がありました。東日本ブロックの監事となっております遠藤会長にも監査をしていただきました。

令和4年度の剰余金処分案について、18ページのとおり、令和4年度の剰余金26,803,665円を全額令和5年度への繰り越し金とする旨の説明がありました。これについても事務局案のとおり承認されました。

次に、第3号議案につきましては、令和5年度の事業計画案と収支予算案の説明がありました。

21ページからの事業内容については、今年度も令和4年度とほとんど同じですが、22ページのブロック協議会につきましては、昨年度は福島県が幹事県となり書面開催となった東日本ブロック協議会が、今年度は栃木県での開催予定となっております。

24ページの令和5年度収支予算書案につきましては、収入の部の科目1の負担金は、昨年度は各都道府県から10万円ずつ会費を徴収しておりましたが、令和5年度は多くの繰越金があるため、会費は徴収せず0円となっております。

第3号議案につきましても審議の結果、事務局案のとおり承認されました。

次に、第4号議案につきましては、27ページをご覧ください。提案書案となっております。28ページからの「外来魚対策」から38ページの「内水面漁場管理委員会制度」までの7項目の提案について審議され、承認されました。なお、この提案書は、全内漁管連が6月27日に農水省や環境省等の関係省庁に対して提案・要望活動を行います。

通常総会の議事については以上ですが、その他につきましては、41ページのとおりとなっています。役員の交代について、会長理事が新潟県から滋賀県へ交代されます。その他の変更は記載のとおりです。本県の遠藤会長には引き続き東日本ブロックの監事を務めていただきます。

通常総会に関する報告は以上です。

○遠藤議長

ただいまの説明について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

28ページの外来魚対策についてですが、趣旨に「共同漁業権940件中446件で外来生物による被害が発生」とありますが、本県でもあったのでしょうか。

○事務局(高橋)

本県でもございました。詳細については今はすぐお答えできないのですが、毎年都道府県へのアンケート調査を行っているものです。

○遠藤議長

他にございませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤会長

それでは、受賞されました中嶋委員に賞状を授与します。中嶋委員は前へお願いします。

(中嶋委員に賞状授与)

今後も内水面漁場管理委員会の委員として職務に努めてください。

議題6:その他

○遠藤議長

次に、(8)のその他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○青谷委員

規則について、今日の議題にもありましたが、私がちょっと思ったことを申し上げます。河口付近でスズキの釣り人が引っかけ釣りを行っているケースが多く、傷ついた魚が揚がっているという話しを聞きました。生態系にも相当な影響を与えていると思います。漁業調整規則を調べてみましたら、本県ではあゆ以外は引っかけ釣りは禁止事項になっているようでした。このような事態に対して目をつぶるしかないのか、それとも県民の規範意識や良識に委ねるだけでは遵守できないことであるならば、何か対策を考えているのか気になります。例えばブラウントラウトやオオクチバスについては指示事項が出ているので、県民への遵守のさせ方というか、規則は定めたけれどもどう遵守してもらうか、県の考えをお尋ねします。

○事務局(奥山)

引っかけ釣りにつきましては、ここ何年も県民の方から苦情も来ております。 県の漁業取締船もございますので、特に雄物川河口には定期的に見回って注意は しているところです。注意をすると一時はやめていただけるのですが、しばらく するとまた、といった状況もあり難しいところではありますが、引き続き見回っ ていきます。

○遠藤会長

手をこまねいているわけではなく、漁業取締職員が海上だけでなく、内水面も 取り締まっているということです。

○伊藤委員

おそらく苦情を言っているのは真っ当な釣り人の方だと思います。釣り場所に行くとやはり違反者が目につくので注意するんですが、逆ギレされて危ない思いをすることがあります。それでしかたなく県や警察に言うのですが、中々現行犯で捕まえられないという難しい状況です。釣り人としても、まともにやっている人からすると良い迷惑だと感じています。

○遠藤議長

他にございますか。

○事務局(高橋)

先ほど青谷委員からご質問いただいた外来生物の被害についてなのですが、当 県での昨年度のアンケート調査では、ブラウイントラウト、オオクチバスの他に、 ウシガエルとアメリカザリガニ、ミシシッピアカミミガメ、ライギョなどの報告 がありました。

8 その他

○遠藤議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○伊藤委員

4月1日からサクラマスが解禁となりましたが、今の釣りの状況はどうでしょうか。北陸のほうはサクラマスの遡上が去年に比べて大分良いと聞きました。漁協所属の委員もいらっしゃるので、遊漁券の売れ行きなど教えていただければと思います。

○鈴木委員

うちの漁協には、今年は問い合わせの電話が結構ありまして、事務局からの報

告によるとかなり売れ行きが良い方向だそうです。集計しないと分かりませんが、 良いという報告は受けています。

○伊藤委員

私の知り合いが、子吉川で釣りをしようと思ってコンビニに行ったら遊漁券が売り切れていたそうです。なのでかなり売れているんだろうなと感じました。それで諦めて釣りをせずに帰ったそうです。

○鈴木委員

コンビニの遊漁券の取扱いについて私の方からもお願いはしているのですが、 本部との手続が色々とあるそうです。

また、私が川を見回りした際に、3年ぶりに65センチクラスを釣り上げたという方がいました。そういう方が数人ではなく結構おりました。

今年は良い感触なのかなと思っています。最終の集計報告が楽しみです。

○遠藤議長

ちなみに釣った魚はリリースするのですか。

○鈴木委員

食べますね。

○伊藤委員

持ち帰る人が増えたと思います。今は遡上したばかりなので、脂が最高にのっていますし、おいしい魚です。一方で去年はかなり釣果が悪かったです。放流している漁協が多い一方で、例えば青森では毎日のように漁師の定置網にサクラマスが入って、何千キロ単位だという話も聞きました。北海道では制限(バッグリミット)を設けて一人何匹までと決めています。青森では海でのジギング釣りがブームになっていて、まだ制限も設けていないそうです。釣り人主体で資源保護のために出来ることはしないといけない、というような事は自分のメディアでも話しています。大きい動きで調査や対策を行えば、サクラマスの遡上が安定するのではないかと思います。

○中嶋委員

うちの地区では去年に比べて遊漁券が200枚くらい多く出ていて、500尾程はあがっています。売り上げもかなりになると思いますが、フィッシュパスのほうがどのくらい売れているかはまだ情報が入っていません。日釣券で約300枚追加、年券で約150枚追加しています。ただ、去年があまりにも悪かったので。今までの統計をみますと、悪かった翌年は良くなるので、来年は悪くなるのではと予想しています。

今話しがありましたが、サクラマスが海でも獲れるので、漁師の方に、少し漁獲を制限してもらいたいというお願いはしています。他には、尾数制限を、親魚をストックするためや自然採卵を促すため、一人当たり1シーズンの制限を考えています。さらに高校生は遊漁券を無料ということを検討しています。

あとは、自然の親魚をふ化させることで、病気をしない稚魚が育つという面も あります。

○鈴木委員

子吉川水系では親魚の確保に大変苦労して、業者さんからは告示量に達しない 1万尾しか都合してもらえませんでした。足りなかった分は中嶋委員に相談して 都合していただきました。サクラマスは稼ぎ手でもあるので、安定的な供給を願 うところです。

○遠藤議長

サクラマスに限らず、種苗生産に関しては安定供給の実現を検討していただければと思います。

ちなみに、サクラマスを釣りに来る人は、アユに比べれば若いですよね。先ほど話しもあったように、サクラマスはポストアユとしての稼ぎ手であり、遊漁券の対象となった経緯もありますので、より実効のあるものにしていければと思います。

○中嶋委員

私は、あと5年ほどで友釣りを行う人はいなくなると思っています。時間や手間を考えて、ルアー釣りに移っていくと思います。

○伊藤委員

各メーカーでもまずはルアー釣りで若い人を取り込んで、そこから友釣りにもっていきたいという思いはあるのですが、時代の流れもありますね。

○中嶋委員

おとりアユを行う人もどんどん減っています。

○中林事務局長

これから行う事業では、養殖業者等の施設の能力の再点検を行う予定です。その中で、施設の能力に見合う放流数ですとか、施設ありきではないですが様々な方法を一年かけて検討していくことにしています。

○鈴木委員

現状で、水系ごとに親魚を確保するという縛りがありますが、養殖業者さんも様々な事情があって数を確保できないことがあり、我々はそこに一番苦労しています。県内の3大河川であればOK、等を是非考えていただきたいです。

○遠藤議長

他にございますか。

○委員

(発言なし)

9 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第10回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お 疲れさまでした。

終了